

軽自動車検査証返納確認書の誤交付について（お詫びとご報告）

平成 30（2018）年 4 月 6 日
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

平成 30 年 3 月 30 日、当連合会鳥取事務所において、軽自動車検査協会から業務の一部を受託している、自動車検査証返納証明書（以下、「返納証明書」という。）交付申請において、手数料収納事務等の取扱いをした後、当該申請書（1 件）を他の申請者に返却してしまったことにより、当連合会の軽自動車検査証返納確認書（以下、「返納確認書」という。）を申請者以外の方に誤って交付するとともに軽自動車検査協会鳥取事務所において、同様に返納証明書を誤って交付してしまった事案が発生しました。

誤交付された返納確認書と返納証明書には、氏名等の個人情報が含まれておりますが、職員が翌日午前に回収しており二次被害は確認されておられません。

関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

なお、当連合会では、全職員に対し個人情報の保護・管理の重要性への認識について改めて周知徹底を図るとともに、誤交付防止の強化のため、今後は、申請者との書類の受け渡し方法の早期改善とこれの徹底を図ることにより再発防止を図って参ります。